特別区消防団運営委員会の答申を踏まえた対応方針について

資料1
令和4年1月31日

1　諮問事項

水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにあるべきか（審議期間：令和２年８月から令和３年７月まで）

2　審議項目

活動体制
1　災害状況等に応じた招集及び任務班の編成時期
2　水災活動時の教育訓練及び安全管理
3　河川越水等による浸水時の機能移転計画
4　長時間活動などに伴う応援体制
5　情報収集体制の強化
6　住民等からの避難所支援の要請対応

装備資機材・分団本部施設
1　予想を超える水災に対する装備資機材の増強
2　分団本部施設のスペース等の確保及び機能向上

3-1　主な答申内容及び対応方針

Ⅰ　活動体制

	審議項目	主な答申内容	対応方針
1	災害状況等に応じた招集及び任務班の編成時期	1　水防第２非常配備態勢以降の災害状況や気象状況等に応じた、任務班に必要人員の段階的な招集が必要である。 2　段階的招集に伴う、招集命令非該当団員の自宅等での出動に備えた待機体制が必要である。	災害発生状況、気象情報、気象警戒レベル等に応じて任務班の編成を考慮し、各消防団において必要な人員を段階的に招集できる体制及び自宅等での招集命令に備えた体制づくりの推進
2	水災活動時の教育訓練及び安全管理	1　消防署隊、区等と連携した実戦的訓練を実施する必要がある。 2　図上訓練を定期的に実施する必要がある。 3　水災活動に関する安全管理要領を含めた教育訓練が必要である。 4　東京消防団ｅーラーニングシステムを活用した教育訓練及び同システムの内容の充実が必要である。 5　既存の研修での水災に関する安全管理、指揮要領を充実させることが必要である。 6　AR（拡張現実）やVR（仮想現実）技術を活用した訓練環境の整備の必要がある。	1　消防署隊、関係機関等と連携した実戦的訓練の推進 2　水災時の活動、安全管理に関する教育訓練の推進 3　東京消防団ｅーラーニングシステムコンテンツの充実 4　AR（拡張現実）やVR（仮想現実）など新たな技術を活用した訓練環境の検討
3	河川越水等による浸水時の機能移転計画	1　消防署と連動した団本部の機能移転が必要である。 2　浸水想定区域、過去に浸水被害のあった区域にある分団本部の機能移転計画の策定が必要である。 ・地域特性を考慮した、他の分団本部への移転 ・事業所との可搬ポンプ積載車を含めた移転に関する協定締結 ・公共施設や町会の集会施設などの施設使用の協定締結 3　可搬ポンプ積載車、通信機器の優先的な移転が必要 4　機能移転についての特別区消防団の統一的ガイドラインが必要である。	1　特別区消防団の機能移転に関する指針等の検討・整備 2　地域特性に応じた各消防団での機能移転計画の検討、作成の推進

特別区消防団運営委員会の答申を踏まえた対応方針について

3-2　主な答申内容及び対応方針

	審議項目	主な答申対応	対応方針
4	広範囲の浸水による長時間活動などに伴う応援体制等	災害発生状況及び参集状況を踏まえ、人員、資機材、災害補完隊など隣接する消防団での応援、行政区内応援、方面内応援の体制が必要である。	隣接消防団（同一行政区内）での相互応援体制を基本とした、人的及び物的支援が可能な活動体制の制度整備による、効果的な消防団活動体制の構築
5	情報収集体制の強化	【環境整備・資機材整備】 1　インターネット環境の整備の必要がある。 2　パソコン、タブレット、スマートフォンなどの通信機器の配置の必要がある。 3　オンライン会議による情報連絡等の必要がある。 【活用方策】 1　インターネットでの災害対応等に必要な各種情報収集に活用する。 2　災害現場、警戒現場での情報収集・情報連絡に活用する。 3　教育訓練に活用する。	1　インターネット環境の整備による情報収集・情報共有体制の強化 2　インターネット環境を活用した、災害活動時等の双方向の情報連絡体制の構築 3　タブレット端末等の導入による効果的な教育訓練、訓練指導の推進 4　早期災害情報システム等の積極的活用の推進
6	住民等からの避難所支援の要請対応	1　消防団は消防署と緊密に連携した災害対応が最優先事項であり、避難所運営は区や住民等が実施するものである。 2　災害発生状況等に応じて、避難所の情報収集、必要な応急救護及び救急要請の確認を実施する必要がある。	1　消防署隊と一体となり災害事象及び人命危険のある事象の対応に消防力を集中させ被害の軽減を図ることを最優先とし、災害発生状況等に応じ可能な範囲で避難所での情報収集（災害発生状況、避難者の人数、避難者の救急要請の有無）、応急救護や救急要請が実施できる運用体制とする。 2　消防団の任務や活動について、今後も継続し関係機関、地域住民等と相互理解に努めるとともに、区や地域住民からの避難所への要配慮者の避難の要望や要請に対しては、災害発生状況など総合的に勘案し、署隊長と消防団長の協議により、署隊長の判断の下、消防団活動の範囲内で対応する。

特別区消防団運営委員会の答申を踏まえた対応方針について

3-3　主な答申内容及び対応方針

Ⅱ　装備資機材・分団本部施設

	審議項目	主な答申対応	対応方針
1	当初の予想を超える水災に対する装備資機材の増強	【新たな資機材整備】 1　胴付き長靴 2　水災活動用グローブ（防水グローブ、腕カバー、ゴム手袋） 3　排水ポンプ 4　浸水防止用資機材（ゲル水のう、連結水のう、止水板など） 5　水深棒、浮環、ボート 【増強整備】 1　フローティングストレーナ 2　照明資機材（強力ライト、投光器、防水ライト） 3　フロートロープ 【可搬ポンプ積載車の改良】 1　可搬消防ポンプだけでなく各種資機材の積載可能な新たな車両 2　自動昇降装置付き可搬ポンプ積載車 【可搬ポンプ積載台車の改良】 1　可搬ポンプだけでなく水防資機材なども積載できる台車 2　可搬ポンプ積載台車の軽量化	1　新たな資機材の導入による活動力向上を図る。 胴付き長靴、水災活動用手袋等の新たな資機材の整備 2　資機材の増強により更なる活動力の向上を図る。 フローティングストレーナ等の増強資機材の整備 3　新たな車両等の導入による総合的活動力の向上の検討・検証 ・　災害に応じた資機材を積載可能な小型車両等の検討 ・　可搬ポンプ積載台車の軽量化又は代替品による消防団員の負担軽減の検討
2	分団本部施設のスペース等の確保及び機能向上	1　女性消防団員に配慮したスペースが必要である。 女性専用前室付きトイレ、女性専用更衣室、女性用シャワー室 2　長時間活動時の仮眠スペース・仮眠用資機材（折り畳み寝台、寝袋）が必要である。 3　指揮、情報収集スペースの確保が必要である。 ・　指揮拠点スペース ・　情報収集機器設置スペース 4　資機材増強スペースの確保が必要である。 ・　可搬ポンプ積載台車保管スペース（積載車配置後） ・　資機材収納庫 ・　水防倉庫（各分団受け持ち区域内） 5　室内換気機器等が必要である。 換気設備、空気清浄機、換気用扇風機	1　女性専用トイレ等の設置により、女性消防団員が活動しやすい環境整備の推進 2　長時間活動時に仮眠等が可能なスペースの確保及び寝袋等の資機材整備の推進 3　指揮・情報収集のためのスペース等の確保による、分団本部としての活動拠点の機能強化の検討 4　部級格納庫の整備及び資機材倉庫等の整備検討による資機材保管スペースの確保 5　空気清浄機等の設置による、分団本部施設の衛生管理体制の強化

資　料　２
令和４年１月３１日

３東消防消第８０５号
令和３年１０月２１日

江戸川区消防団運営委員会
委員長　斉藤　猛　様

東京都知事　小池百合子

特別区の消防団の設置等に関する条例（昭和３８年東京都条例第５３号）第４条の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

別紙

1　諮問事項

「大規模地震発生時における特別区消防団の消火活動能力を向上させる方策はいかにあるべきか」

2　趣旨

特別区消防団は、それぞれの地域での密着性を生かしながら、災害発生時においては消火を中心とした活動を積極的に行うとともに、平時においても、火災予防の啓発や住民への各種訓練指導等の役割りを担うなど、地域住民から頼られる存在である。

今後、発生が危惧されている「首都直下地震」や「南海トラフ地震」等の震災時においては、その特性を生かした迅速な出場による初期消火をはじめ、木造・防火造建物の密集地域での消火活動、また、消防隊との連携による延焼阻止活動、さらには長時間に及ぶ消火活動など、その役割は普段の活動以上に多岐にわたることが考えられ、当庁との連携を考慮した組織的な対応が必要となる。

このことから、消防団の実戦的な対応力の更なる向上が、震災時における「より効果的な活動」につながると考えられることから、特別区消防団の消火活動能力の向上方策について諮問するものである。

3　審議期間

令和３年１０月から令和５年３月まで

4　答申期日

令和５年３月３１日

資　料　３
令和４年１月３１日

江戸川区消防団運営委員会　審議予定（案）

諮問事項	「大規模地震発生時における特別区消防団の消火活動能力を向上させる方策はいかにあるべきか」

※審議期間：諮問日から令和５年３月末日まで

第１回運営委員会 令和４年１月３１日	○前回諮問の答申報告 ○今回諮問事項の趣旨説明・大項目の抽出

↓

第２回運営委員会 令和４年５月下旬から１１月上旬	○答申骨子（中・小項目）の抽出・検討 ○次回の委員会開催スケジュール

↓

事務局	審議内容を踏まえて答申案を作成

↓

第3回運営委員会 令和5年1月下旬	○　答申案の検討･承認(答申決定)

↓

令和５年３月３１日までに答申

資料４
令和４年１月３１日

特別区消防団運営委員会の諮問事項について

１　諮問事項

大規模地震発生時における特別区消防団の消火活動能力を向上させる方策はいかにあるべきか

２　諮問の趣旨

特別区消防団は、それぞれの地域での密着性を生かしながら、災害発生時においては消火を中心とした活動を積極的に行うとともに、平時においても、火災予防の啓発や住民への各種訓練指導等の役割りを担うなど、地域住民から頼られる存在である。今後、発生が危惧されている「首都直下地震」や「南海トラフ地震」等の震災時においては、その特性を生かした迅速な出場による初期消火をはじめ、木造・防火造建物の密集地域での消火活動、また、消防隊との連携による延焼阻止活動、さらには長時間に及ぶ消火活動など、その役割は普段の活動以上に多岐にわたることが考えられ、当庁との連携を考慮した組織的な対応が必要となる。

３　諮問期間

諮問日から令和５年３月末日まで
（審議回数：令和３年度１回、令和４年度２回　計３回）

４　消防団の現場活動の根拠

１　根拠法令　消防組織法　第１８条第３項

消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

２　特別区消防団の災害に関する規程

第１条　この規程は、特別区消防団の災害に対する活動の基準その他必要な事項を定めることにより、特別区消防団長を通じて、団の活動能力を十分に発揮させることを目的とする。

３　特別区消防団災害活動等基準

第１条　災害活動は、署隊本部又は指揮本部の下指揮系統の一元化を図り、団の保有する装備資器材を十分に活用し、消防署隊との連携による人命救助活動及び被害の軽減を図ることを目的とする。

第１７条（１）　署隊本部のもと団本部を設置する。
（２）　参集した団員を災害状況に応じ必要な任務班に編成する。

５　震災時における活動（特別区）

①参集

態勢	発令基準	参集
震災警戒第一態勢	地震の発生危険に関する情報により、東京消防庁が地震発生の可能性が強まったと判断し、震災消防活動の準備及び警戒の必要があると認めたとき	所要の団員
震災警戒第二態勢	１　気象庁において東海地震注意報が発令されたとき ２　地震の発生危険に関する情報により、東京消防庁が地震発生の可能性が強まったと判断し、東京消防庁の全組織と機能を投入し、震災消防活動の準備及び警戒の必要があると認めたとき	全団員
震災非常配備態勢	１　気象庁の発表で、東京２３区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度５強以上の地震が発生したとき ２　東京消防庁及び区市町村の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度５強以上を示す地震が発生したとき	全団員

②主な活動内容

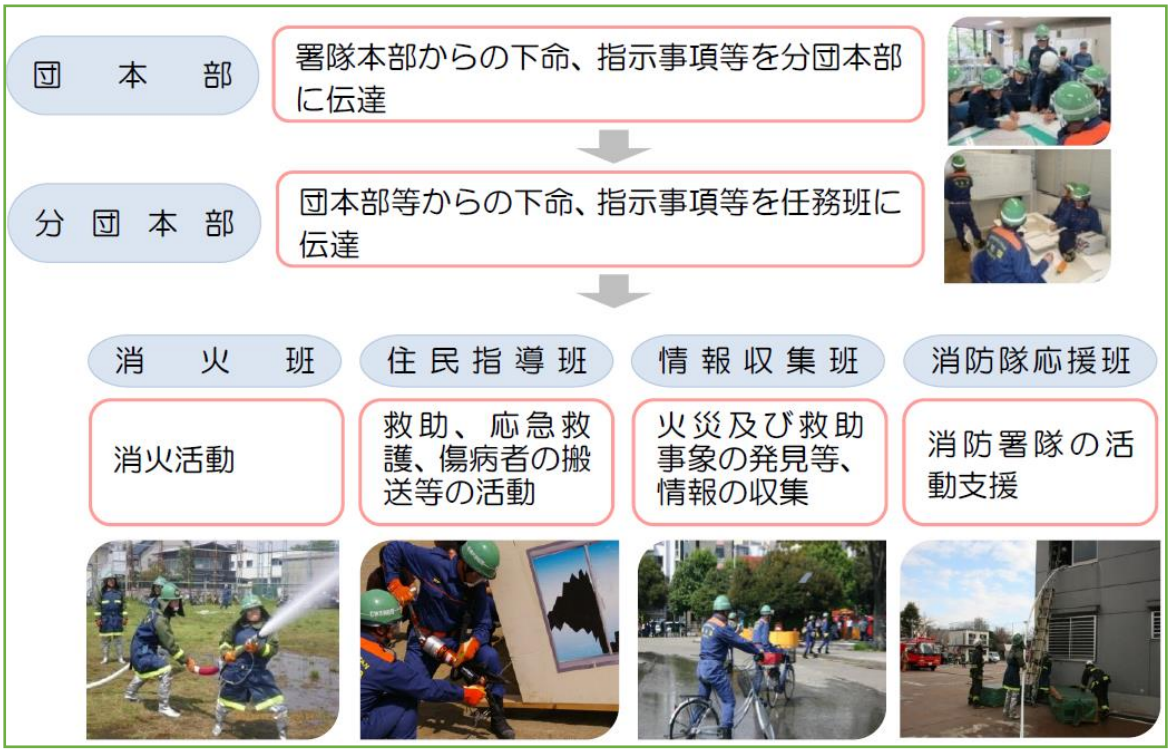

６　課題を踏まえた検討の方向性

課題１

継続的な図上訓練や活動マニュアルの整備は行っているが、震災に特化した実戦的な訓練は十分とは言い難い。

検討

時間的、環境的な制約の中での活動マニュアルに沿った効率的な実動訓練、部隊運用・指揮判断能力の向上訓練及び署隊との連携活動訓練等の効率的実施に向けた検討

・実戦的な現場力の向上
・訓練実施環境の改善や実施場所
・消防団員、消防職員への教育

課題２

新型コロナウイルス感染症の影響により、普段の訓練や新人教育等が困難である。

検討

令和２年から新型コロナウイルス感染症の影響により消防団の活動に制限がかかり、訓練回数も大幅に減っている。今後、影響が長期化することも考慮し、デジタル環境を有効活用した知識や現場判断力など総合的な活動能力の維持や向上方策等について検討

・デジタル環境の有効活用による活動力維持や向上
・デジタル環境の充実
・新たな技術の活用

課題３

消防団員数の不足に伴い、必要な災害現場に必要な人員を向けられないなど活動力の低下が危惧される。

検討

全国的に消防団員の不足が問題となっており、江戸川区についても例外はなく充足率は不足となっている。消防団活動の更なる理解や周知度の向上に伴う入団促進及び充足率の維持向上方策等についての検討

・若い世代の団員確保と組織の活性化のための方策
・募集広報の充実・強化
・女性や学生など対象に応じた募集広報の継続及び強化
・震災時等、大規模災害時の活動力向上のための人員確保

課題４

消防団の資機材には重いものも多く、また、震災時には長時間対応なども考えられ、肉体面での負担が大きくなる。消防団員の平均年齢も上昇しており、各種活動面における負担軽減に配慮した資機材の配置が望ましい。

検討

配置資機材の種類削減や軽量化など、効率的かつ負担を軽減した装備資機材の整備についての検討
・新たな資機材整備による負担軽減
・既存の資機材の軽量化やコンパクト化による負担軽減

江戸川区消防団運営委員会答申骨子（案）

資料５
令和４年１月３１日

諮問事項	大項目	中　項　目	小　項　目
いかにあるべきか 大規模地震発生時における特別区消防団の消火活動能力を向上させる方策は	Ⅰ　継続的な図上訓練や活動マニュアルの整備は行っているが、震災に特化した実戦的な訓練は十分であるとは言い難い。		
	Ⅱ　新型コロナウイルス感染症の影響により、普段の訓練や新人教育訓練が困難である。		
	Ⅲ　消防団員の不足に伴い、活動力の低下が危惧される。		
	Ⅳ　消防団員の平均年齢の上昇に伴い、各種活動面における負担軽減に配慮した資機材の整備がのぞましい。		